神奈川労働局労働基準部長から死亡災害防止のための緊急要請がありました。

神奈川県内における死亡災害は、令和6年1月から6月末までの半年間に10件のところ、7月に3件、8月に5件発生しています。この急増の状況を踏まえ、9月27日午前、神奈川労働局において労働基準部長から、労働災害防止団体に対して要請文書(陸災防には神奈川県支部長あて文書)が交付されました。

8月の5件の死亡災害のうち、3件がクレーン作業中のものです(<u>死亡災</u> 害の概要)。

要請文書の記には基本遵守事項の記載がありますので、各会員事業場におかれましては、現場における作業計画の遵守、作業開始前のワイヤロープ、玉掛用具の点検、つり荷の下、つり荷の進行方向への立入禁止、トラッククレーンのアウトリガーの最大張り出し等について、適切に行われているか確認の上、実施の徹底をお願いします。

(太字をクリックすると要請文書、死亡災害の概要の内容が見られます。)



池内労働基準部長(右)から要請文書を受け取る黒谷常務理事